

第3節

国民への情報発信と地域・社会の国際化

【総論】

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。そのため、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、かつ分かりやすい説明を行うことが重要であり、外務省としては、新聞・テレビ・インターネットなどの各種メディアを通じた的確な情報発信に努めている。

外務大臣、外務副大臣、外務報道官等による記者会見を原則毎日行っているほか、外務大臣談話、外務報道官談話や外務省報道発表を随時発出している。2009年9月29日からは「会見のオープン化」を実施し、インターネットメディアやフリーランス記者等にも大臣等の記者会見を開放した。また、これらの情報発信に加えて、外務大臣を始めとする政務三役がテレビなどに積極的に出演し、直接国民に対し外交政策の説明に努めている。

さらに、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)による、的確で迅速かつ分かりやすい情報の発信とその充実に取り組んでいる。2009年からは、動画サイト「YouTube」に外務省動画チャンネルを設置するなど、国民に分かりやすい形での情報提供に努めている。また、外務省ホームページでの英語による情報発信や在外公館ホームページの現地語での情報発信等、海外向けの情報発信にも力を入れている。

そのほか、外務省として「国民と対話する広報」を推進しており、外務大臣による講演会において、映像や手話通訳等も用いながら分かりやすく政策等を説明するとともに、質疑応答の時間を十分取るよう努めている。また、外務省職員による大学や高校での講演や「政府開発援助（ODA）出前講座」など、努

めて国民に対して直接説明を行っているほか、外務省ホームページの「ご意見・ご感想コーナー」や世論調査などの広聴活動も通じて、国民との双方向対話の向上に努めている。

また、外務省は、自らの活動を国民に対して説明する責務を全うするため、情報公開法に基づく情報公開を行うと同時に、戦前の外交記録に加え、戦後の外交文書についても原則として作成後30年が経過したものを、順次、外交史料館において公開している。

幅広い分野で良好な国際関係を育てていく上で、地方・地域の役割は大きい。近年、地方自治体や地方の団体、市民による取組は幅広くかつ活発に行われ、国際社会で高い評価を得ている。国際的相互理解、信頼関係の構築、日本のブランド力強化等の観点から、地方・地域は、極めて重要な外交プレーヤーとしての役割を果たしている。

この現状を踏まえ外務省は、地方・地域を外交を推進していく上での重要なパートナーであると位置付け、オール・ジャパンでの総合的外交力の強化を目指しており、そのために、①情報共有と意思疎通の強化、②重要外交政策を地方と共同で推進、③地方による国際的取組への連携に重点を置きつつ、地方自治体等との様々な連携策を実施している。これにより、地方の活性化や地域社会の問題の解決にも貢献することを目指している。

また、日本に入国、滞在する外国人の増加に対する取組も重要である。日本に入国する外国人は、2008年には約915万人に上り、1998年（約456万人）に比べ約2倍となった。また、日本に長期滞在する外国人の数（外国人登録者）も、2008年末で約221万人に上り、1998年（約151万人）の約1.5倍と急増してい

る。

査証（ビザ）は、外国人の入国が差し支えないことを示すものであり、外国人の入国に当たり原則として必要なものである。外務省は、入国外国人の増加を踏まえ、観光客や商用客など入国が差し支えない外国人に対しては、査証を免除するか、査証発給の迅速化に努めている。一方で、外国人の不法就労や人権侵害が疑われる場合は、厳格な審査を行っ

ている。なお、中国に対しては、政府による観光立国への取組を踏まえ、7月から一定の経済力のある個人にも査証を発給している。

また、日本に長期滞在する外国人の増加に伴い、国内では教育、雇用、住居など様々な課題が新たに浮かび上がっている。このような在日外国人問題についての意識啓発を目的に、外務省は、2月に愛知県及びIOMと共同で、国際シンポジウムを開催した。

【各 論】

1. 国民への積極的な情報発信

(1) 各種メディアを通じた情報発信

外務省は、日本の外交政策等に対する国民の理解と支持を得るために、新聞・テレビ・インターネットなどの各種メディアを通じた的確な情報発信に努めている。具体的には、外務大臣、外務副大臣、外務報道官等により原則毎日行われる記者会見に加え、随時、各種の案件説明（ブリーフ）や懇談等を実施するとともに、外務大臣談話及び外務報道官談話や外務省報道発表などを発出している。さらに、2009年9月29日からは、ほかの省庁に先駆けて、大臣等の記者会見をインターネットメディアやフリーランス記者等にも開放し

た（いわゆる「会見のオープン化」）。また、有識者に対する外交関連情報のメールマガジンの配信や地方メディア関係者への外交関連情報の提供、各地方出身の外務省幹部に対する地方紙インタビューの手配など、外交政策や外務省の取組をより広く国民に理解してもらうため、様々な形での情報発信・取材協力に取り組んでいる。同様に、総理大臣や外務大臣が外国を訪問する場合にも、様々な形で迅速な情報提供を心掛けている。

各種メディアの報道において事実誤認と思われるものや、説明が十分でないものが見受



岡田外務大臣就任記者会見（9月17日、東京・外務省）

けられた場合、外務省は、必要に応じて当該メディアに報道の訂正を求め、あるいは外務省の見解を会見で表明の上、その旨外務省ホームページ^(注1)に掲載するなど、国民の正確な理解の促進に努めている。

文書による情報発信

談話	外務大臣談話等 ^(注2)	43件
	外務報道官談話	72件
外務省報道発表 ^(注3)		1,306件
合計		1,421件

※2009年1月1日～12月31日

(2) IT を活用した情報発信

外務省は、外務省ホームページによる的確で迅速かつ分かりやすい情報の発信とその充実に取り組んでいる。特にホームページの使いやすさと見やすさに配慮し、外交政策について、国民に分かりやすい形での情報提供に努めている。2009年には、動画サイト「YouTube」に外務省動画チャンネルを開設し、大臣等による記者会見の様子の配信や、日本・メコン地域諸国首脳会議、FEALAC、APEC等国際会議に関する広報も実施している。

また、気候変動問題やアフリカ支援等、主要な外交政策を豊富な図表等により分かりやすく説明する政策広報資料をホームページに掲載している。

さらに、外務省ホームページを日本の「ゲートウェイ」と位置付け、英語による情報発信の充実や世界各国にある在外公館のホームページによる現地語での情報発信に取り組んでいる。

加えて、海外における国民の安全確保のための情報についても、海外安全ホームページ^(注5)を通じて提供している（詳しくは第4章第2節「海外における日本人・日本企業への支援」を参照）。

このようなITを活用した情報発信を一層効率化するため、最新のコンテンツ管理シス

口頭による情報発信

記者会見	外務大臣	96回
	外務副大臣	37回
	事務次官 (2009年9月14日迄)	31回
	外務報道官	62回
報道関係者へのブリーフ		92回
報道関係者との懇談 (オープンルーム ^(注4))		12回
論説委員へのブリーフ		42回
解説委員へのブリーフ		35回
合計		407回

※2009年1月1日～12月31日

テムを導入し、経費削減と臨機応変な情報発信にも取り組んでいる。



動画サイト「YouTube」の外務省動画チャンネル。岡田外務大臣他による記者会見等の動画配信。

外務省ホームページのアクセス数(ページ・ビュー)

外務省ホームページ(日本語版)	約1億4,525万件
外務省ホームページ(英語版)	約3,248万件
合計	約1億7,774万件

※2009年1月1日～12月31日

在外公館ホームページ開設状況

開設公館数	177公館
言語数	36言語

※2009年1月1日～12月31日

(注1) 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
 (注2) 外務大臣談話等には、外務大臣談話のほか外務大臣コメントも含む。
 (注3) 原則、すべての外務省報道発表を、報道機関に提供するのとはほぼ同じタイミングで外務省ホームページに掲載し、国民が直接閲覧できるように改善している。
 (注4) 外務報道官が、省内外のゲスト・スピーカーを招いて実施する報道関係者との懇談会。
 (注5) 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(3) 国民との対話

外務省は、外務大臣や外務省職員が国民と直接対話を行う「国民と対話する広報」を推進している。

2002年4月以来、全国各地で国民と外務大臣が直接対話を行う機会を設け、国民の関心の高い日本の外交政策のあり方や国際情勢について、映像や手話通訳等も用いながら分かりやすく説明するとともに、参加者の質問や意見にも率直に答えている。

ODAについては、日本のODA政策や具体的取組を国民に紹介することなどを目的として、ODAについてのシンポジウム「国際協力について語ろう（2009年3回実施）」や、外務省職員を中高大学、地方自治体、NGO、企業等に派遣する「ODA出前講座（2009年45回実施）」を開催している。

さらに、地方自治体や国際交流団体等民間団体からの申請に基づいて、外務省と共催で行う「国際情勢講演会」、若い世代の国際理解を促進するため、大学や高校に外務省職員を派遣して行う「外交講座」・「高校講座」、大学生と若手外務省職員との意見交換の場である「学生と語る」など各種講演会を実施し、好評を博している。次代を担う大学生が、日本の外交政策や国際情勢に対する関心や理解を深めるとともに、ディベート能力の向上を通じ、国際社会で活躍する有為な人材を育成することを目的とした「大学生国際問題討論会」では、毎回質の高い議論が行われている。

また、交流年や、APEC、軍縮・不拡散などの重要外交案件について、図表や写真等を用いて分かりやすく解説したパンフレットを作成し、親しみやすい広報に努めている。また、民間誌「外交フォーラム」の買い上げは、事業仕分けの結果を踏まえ本年度限りで廃止し、引き続き外交に関する国内での議論を喚起する必要性から、外務省としては新たな外交専門誌を発行することとしている。

そのほか外務省では、外務省ホームページや首相官邸ホームページ、電子政府の総合窓口（e-Gov）のご意見コーナー、さらに電話やファックス、書簡といった様々な媒体を通じた広聴活動を行い、寄せられた意見を外務省の幹部・政策担当部局に周知している^(注6)。また、外交に関する特定のテーマについての世論調査を実施し、結果を公表している^(注7)。国民から質問が寄せられることの多いテーマについては、外務省ホームページに掲載するなど、国民との双方向のコミュニケーションに努めている。

国民から寄せられた意見（広聴室受付分）

電子メールによる意見	9,161件
電話による意見	3,358件
FAX・書簡による意見	2,553件

※2009年1月1日～12月31日



(注6) 2003年に広聴室を設置し、国民から寄せられた意見を外交政策の企画・立案や業務を遂行するに当たっての参考としている。

(注7) 2009年1月、「ODAに関する意識調査」及び「海外安全に関する意識調査」を実施し、調査結果をホームページで公表している。

(4) 情報公開の推進と外交記録の公開

外務省は、自らの活動を国民に対して説明する責務を全うするため、日本の安全や他国との信頼関係、対外交渉上の利益、個人情報保護などに配慮しつつ、2001年4月に施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づき情報公開を行っている。具体的には、2009年は、818件の開示請求が寄せられ、約12万ページ以上の文書が開示された。このほか、1976年以来、

戦後の外交記録のうち、原則として作成後30年が経過したものを、順次、外交史料館において公開しており、2009年末までに約1万4,000冊の記録を公開した。また、9月には、外務大臣命令により、いわゆる「密約」問題に関する調査が開始されたが、この中で、今後の外交文書の公開のあり方についても、有識者から提言がなされている。

2. 地方・地域との連携

近年、地方自治体や地域で活躍する各種団体は、伝統的な親善交流（姉妹・友好都市交流）のみならず、文化交流、経済交流（輸出振興、観光誘致等）、さらには国際協力に至るまで、様々な国際的取組を積極的に行っており、国際的な相互理解、国際社会における日本の地位の向上、日本のブランド力強化などの面で、外交上の重要なプレーヤーとしての役割を果たしている。

外務省としても、オール・ジャパンでの総合的外交力を強化するため、このような国際的取組を進める地方・地域との連携を強化することを目的として、2008年1月に「地方連携アクション・プログラム」を策定し、各種の取組を積極的に実施している。

例えば、地方自治体等が海外において物産展、観光誘致や投資誘致イベントなどを開催する場合、大使・総領事公邸等の在外公館施設を積極的に開放し、在外公館と地方自治体等が協力して情報発信を行っている。また、在外公館長等が一時帰国する際には、積極的に地方自治体を訪問し、外国の最新の現地情報を提供する一方、今後の経済交流や国際交流面での在外公館と地方自治体の協力について協議する等の取組を推進している。2008年度に引き続き2009年度も、日本の各地方の魅力を在東京外交団に対して発信するセミナーを地方自治体と連携して開催するなど、日本の地方・地域に関わる諸外国の理解増進に努めている。



第5回地域の魅力発信セミナー（北海道・東北ブロック）
（9月10日、東京・外務省）



在ニューヨーク日本国総領事館で開催した鳥取県物産展
（10月28日、米国・ニューヨーク）

3. 日本社会の国際化への対応

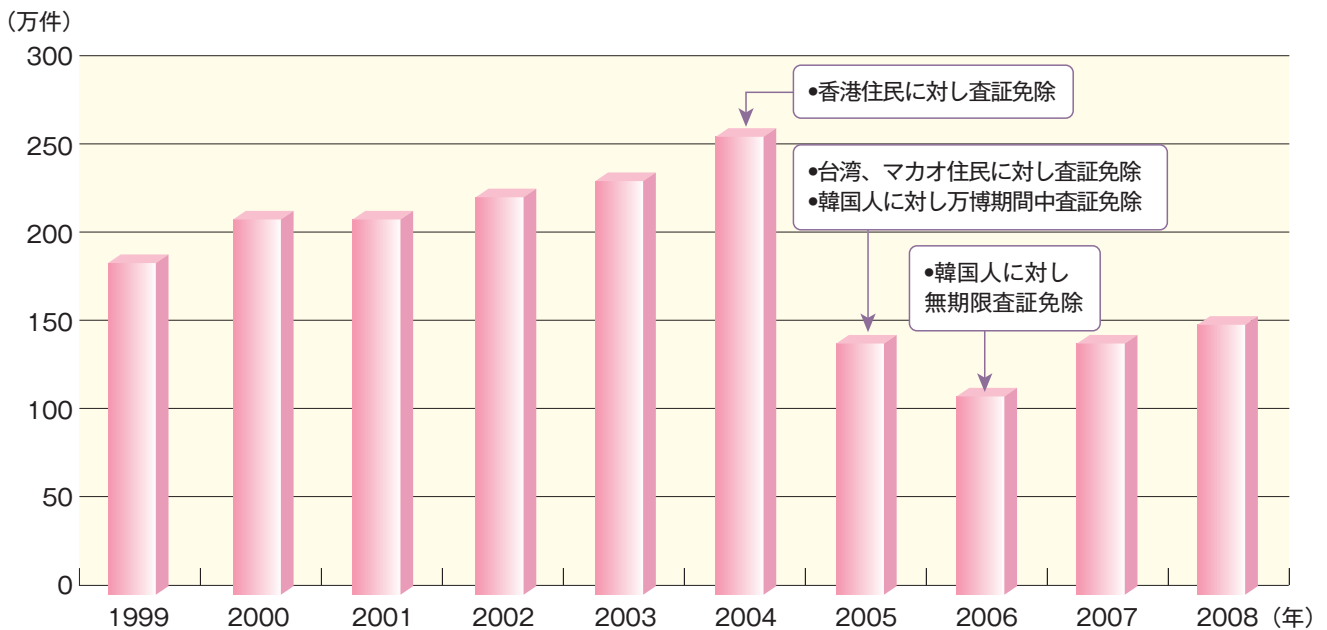
(1) 査証（ビザ）

外務省は、政府による規制改革や観光立国への取組を踏まえ、査証発給の円滑化に努めている（標準処理期間の制定、旅行代理店を通じた代理申請受理事等）。また、問題の少ない国・地域については、観光や商用のための査証を免除しており、現在、その対象となるのは63の国・地域に上っている。

中国に対しては、2000年から団体観光客向け査証を発給しているが、2009年7月からは、一部の在外公館において、一定の経済力のある個人向けにも査証を発給している。そ

の一方で、日本との経済格差を背景に、不法就労を試みる外国人は後を絶たない。また、国内でも低賃金労働や性的搾取など、外国人に対する人権侵害事例が見られるため、悪用事例の多い査証申請（研修・技能実習、興行等）については一層厳格な審査を行っている。これに伴い、査証事務量は増加し、特に中国に所在する在外公館の事務は逼迫しているため、人員の増強や査証審査システムの更新にも努めている。

査証発給件数の推移

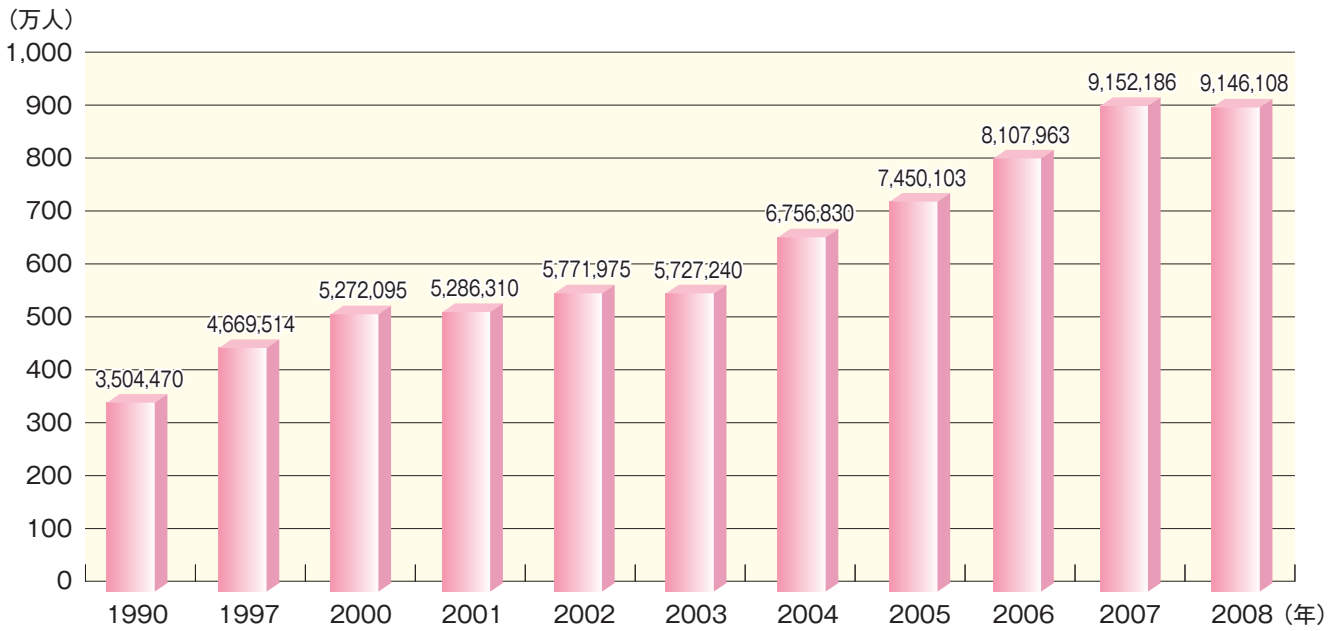


(2) 外国人受入れをめぐる取組

日本に長期滞在する外国人の数（外国人登録者）は、2008年末で約221万人、総人口の約1.74%に達しており、外国人が多数居住する自治体を中心に、文化、習慣及び言語の違いによる地域社会との摩擦などの問題が生じている。また、2008年秋からの世界的な景気後退により、不安定な雇用環境に置かれている外国人の相当数が失職するという問題が発生したことから、政府は、定住外国人の教育、雇用及び住居などの問題への対応策として、2009年1月に「定住外国人支援に関する当

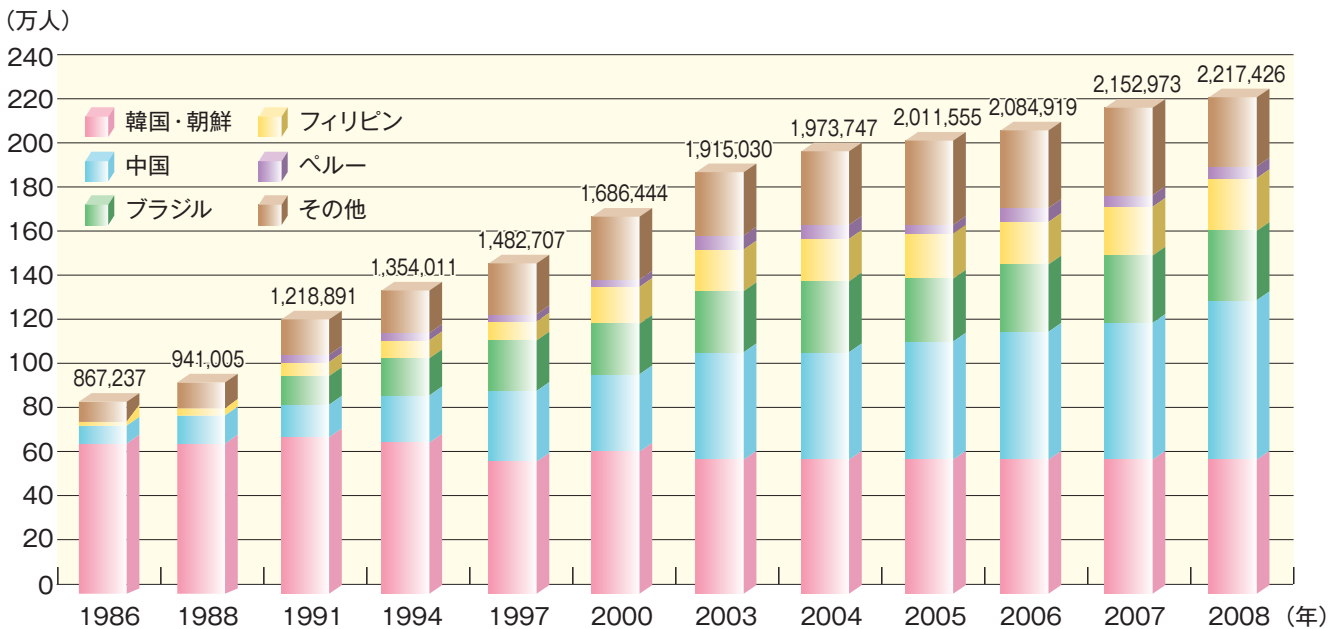
の対策について」を、4月に「定住外国人支援に関する対策の推進について」を策定した。外務省では、外国人受入れや社会統合に関する海外の先進事例を紹介し、国民的議論を促進するために、2005年から2009年までに、計5回にわたり国際シンポジウムを開催した。2月に開催したシンポジウムでは、国内外の有識者から、長期的視野にたった外国人の受入れの在り方や社会統合の在り方が議論された。

外国人入国者数の推移



出典：平成21年版「出入国管理」(法務省入国管理局)

外国人登録者数の推移



※「朝鮮」は、朝鮮半島から来日した朝鮮人又はその子孫を示す用語であって、国籍を表示するものではなく、外国人登録上その国籍欄に「韓国」と記載しないものを示す。

出典：在留外国人統計平成21年版(法務省入国管理局)